

報第 1 号

市長専決処分事項の報告について

資源物の仕分け作業中に発生した物損事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 5 月 14 日	和歌山市湊 1342 番地 8 青岸ストックヤード 構内	375,100 円	和歌山市岩橋 58 2 番地 有限会社紀乃利興 業 代表取締役 中本 貴幸	青岸ストックヤー ドにおける作業中 に発生した物損事 故による損害賠償 金

報第 2 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 6 月 14 日	和歌山市太田 114 番地 23 地先	163,300 円	[REDACTED]	市道宮 28 号線における道路冠水に伴う物損事故による損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

歩行者負傷事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和7年 7月3日	和歌山市小雜賀19 1番地1地先	62,839円	[REDACTED]	市道宮前33号線 における舗装くぼ み上歩行に伴う負 傷事故による損害 賠償金

報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和7年 7月10日	和歌山市岩橋798 番地1	270,000円	和歌山市栗栖27 3番地の16 有限会社障害者自 立工場 代表取締役 山田 三代士	消防ポンプ自動車 の物損事故による 損害賠償金

報第 5 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 7 月 29 日	和歌山市梅原 454 番地	121,000 円	[REDACTED]	公用車の物損事故 による損害賠償金

報第 6 号

市長専決処分事項の報告について

自転車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 8 月 15 日	和歌山市美園町 5 丁目 12 番地 1 地先	76,275 円	[REDACTED]	市道新南 2 号線における横断側溝上走行に伴う物損事故による損害賠償金

報第 7 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和 7 年 9 月 16 日	和歌山市有家 276 番地 18	596,200 円	[REDACTED]	公用車の物損事故 による損害賠償金

報第 8 号

市長専決処分事項の報告について

改良住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和 7 年 9 月 24 日	[REDACTED]	改良住宅 [REDACTED] の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計 3,142,316 円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。